

令和7年度 生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三原市立大和中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成と健やかな成長を願い、義務教育終了までの見通しを持った指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

(目的) 第1条

この規程は、三原市立大和中学校の学校教育目標「学び、高め合い、認め合う大和中生」を達成するためのものであり、当たり前のことを心をこめてできる姿勢を身につけ、自信と誇りをもたせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登校下校に関すること) 第2条

登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通ルールを守り、登下校をする。

- ① 通学は、定められた通学路を通行する。
- ② 自転車通学者は、ヘルメットを着用し、交通ルールを守る。
- ③ 通学自転車は安全性を第一とし、耐久性に優れているもので、次の条件を満たすものとする。
 - ・前方にかご付、後部に荷台のあるもの。また両立スタンドを有すること。
 - ・改造は許可しない。
 - ・住所、氏名を記入する。
 - ・不必要なものはつけない。
 - ・電動アシスト付き自転車の使用を希望する者は届け出る。
- ④ 自転車置き場から裏門及び坂下の信号の間は自転車を押すこと。
- ⑤ 下校時刻までに、正門または、裏門を通過すること。
- ⑥ 放課後は、定められた下校時刻までに校門を退出し、寄り道や買い食いなどをしない。
- ⑦ 下校時刻以降は、特別の許可を受けた場合のみ在校できる。

ルール違反者の指導について

※1回目交通ルール違反があれば嚴重注意と保護者連絡を行う。

2回目の違反は3日間、自転車通学を禁止する。

3回目の違反は1カ月間、自転車通学を禁止する。

4回目の違反は年度内、自転車通学許可の取り消し

【違反行為に該当するもの】

並進通行・ノーヘル・あごひもはずし・2人乗り・右側通行・校内(含む学校坂)乗車

(登下校時刻・遅刻・欠席・早退) 第3条

登校・遅刻・欠席・早退については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、次の規程を定める。

- ① 始業時刻 8:15
- ② 完全下校時刻は、次の通りとする。(特別時程の場合は変更する。)
4月～ 17:00 文化祭終了後～ 16:40 3月 17:00
- ③ 特別な場合を除き、7:40より早く登校しない。
- ④ 欠席および遅刻の場合、8:00までに、保護者が理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業教室へ行く。
- ⑤ 早退の場合、事前に分かっている場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法を学校に連絡する。

(校内生活) 第4条

- ① 登校後、下校までの間は、許可なく校地外に出ない。
- ② 公共物は大切に扱い、もし紛失・破損した時、またはこれらのことを発見した時は、速やかに教

職員に届け出る。

- ③ 施設場所に入るときは、教職員の指示または許可を得る。
- ④ 不必要なお金及び物品を持参しない。
- ⑤ 友人間でお金の貸し借りや、物品売買・交換をしない。

(服装) 第5条

服装については、次のことを指導する。

- ① 通学服：学校指定のもの（大和中指定店で購入のこと）

制服	ブレザー・スラックス・スカート
上着の下	白色の長袖ポロシャツ
夏季	白色の半袖ポロシャツ
冬季	学校指定のセーターを、上着の下に着用してもよい
冬季防寒着	ウインドブレーカー

- ※1 スラックスの丈は、裾を踏まない長さとする。スカートの丈は、膝が完全に隠れる長さとする。
- ※2 スラックス、スカートの代わりに学校で購入したウインドブレーカーを着用しての登下校を許可する。また、マフラー、ネックウォーマーも着用可とする。（校舎内は不可）
- ※3 校内では制服の着用をすること。
- ※4 登下校のときは制服または体操服を着用すること。
- ※5 用事があって学校に来るときは制服または体操服を着用すること。（学校に来た時、帰るときには職員室に報告すること。）
- ※6 違反の場合、直せるものはその場で直させる。直せない場合は再登校指導をする。
- ① 靴下：白地、または黒地でくるぶしが完全に隠れる長さとする。（メーカーを表すワンポイントは可。キャラクターは不可。）
- ② 体操服：学校指定のもの。（体育の着替えは更衣室で行うものとする。）
- ③ 履物：

通学靴	規定のもの（白色、運動できるもの）	かかとを踏まないこと。
体育館シューズ	学校指定のもの	
上履き		

- ⑤ カバン：学校指定のもの。筆記用具や学習道具は、通学用かばん（青）に、体操服や部活動で使う用具は、スポーツバッグ（赤）に入れる。
※アクセサリ等の不要なものを付けない。
- ⑥ ベルトは黒色とする。たくさん穴が開いているものや飾りがついてあるものは不可。
- ⑦ 必ず名札を着用する。忘れた場合は貸出用の名札を付ける。（職員室に申し出る。）紛失した場合は担任を通じて事務室に注文を依頼する。
- ⑧ 下着は無地で華美でないものとする。（ポロシャツから目立たないようにする。）
- ⑨ 制服のボタンがなくなった場合は、学校に注文すること。

(持ち物) 第6条

- ① 学校には、教科書・学用品等、学校生活に必要なもの以外は持参しない。
- ② 持ち物には、すべて氏名をはっきり書く。
- ③ 水筒の中身はお茶か水とする。（熱中症対策としてスポーツ飲料）ペットボトルを使用する場合はカバーやタオルなどを巻く。
- ④ 制汗剤等を使用する場合は無香料とする。
- ⑤ はさみ・カッター等の刃物類は持参しない。
- ⑥ 時計使用を許可する。（スマートウォッチ、辞書や計算や端末等の機能があるものは不可。また、おしゃれ目的での使用等、学校生活に不適切な使用は認めない。）

- ⑦ 携帯電話（スマートフォン）の持ち込みは禁止する。
- ⑧ 学校から貸し出されている情報通信機器は、決められた用途でのみ使用し、丁寧に扱うこと。

（携帯電話）第7条

- ① 学校に携帯電話を持ってきた場合は預かり、保護者召喚後、保護者に返す。

（頭髪等）第8条

○全体 自然な髪を大切にし、清潔感のある、おしゃれを目的としない髪型とする。特異な髪型【パーマ（ストレートパーマを含む）・脱色・染色・その他加工した髪型】は禁止とする。

○髪の長さについて

	男 子	女 子
前髪	目にかからない程度とする	目にかからない程度とする
横髪	耳にかかりすぎない程度とする	肩を過ぎたら結ぶ 横髪が長い場合は、ピンでとめる
後髪	(冬季)ブレザーの襟 (夏季)ポロシャツの襟にかからない程度とする(かかったら刈り上げる)	

○結び方について（女子）

- ◇結び目が正面から見えない位置で一つにまとめてもよい。2か所の場合は耳のラインで結ぶ。
- ◇ゴムは飾りのないものを使用し、色は黒、紺、茶とする。
- ◇ピンを使用するときは、おしゃれを目的としない、飾りのない黒ピンのみを使用する。その他の装飾品は、使用禁止する。

○整髪料について（全体）

- ◇加工を目的として使用しない。

- ※1 脱色・染髪・特異な髪型については、きちんとした髪型にして再登校させる。もしくは、別室学習させ保護者に迎えに来てもらう。
- ※2 化粧（アイプチ含）やマニキュア等は禁止する。
- ※3 ピアス・ピアスの穴開けは禁止する。違反の場合、ピアスは取らせる。穴については継続的にふさがるように指導する。

第3章 校外での生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。本章の内容は、学校・家庭・関係機関と連携を取り指導する。同一指導を繰り返す生徒の場合、特別指導を行う。

（郊外での生活）第9条

校外での心得については、次のことを指導する。

- ① 家庭生活の日課を立て、早寝早起き等規則正しい生活を送る。
- ② 家庭学習は、予習・復習等計画を立て、継続して自主的に取り組む。
- ③ 外出の際は、行き先・帰宅時刻を明らかにし、必ず保護者に報告する。
- ④ 夜間外出や、危険を伴う場所への出入りはしない。
- ⑤ 家事等の手伝いを進んで行い、勤労奉仕を心がけて生活する。
- ⑥ 地域社会の人々や活動に協力し、よりよい地域社会をつくる。
- ⑦ アルバイトは禁止する。
- ⑧ 情報通信機器について、保護者は、家庭でのルール作りや、フィルタリングに努め、子どもの利用状況を把握する。
- ⑨ 保護者に虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校から関係機関に通告する。

第4章 特別な指導に関すること

（問題行動への特別な指導）第10条

問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。指導にあたっては、発達段階や常習性を配慮する。

本校の定める指導段階は次の通りとする。

- 第1段階—本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成および保護者への連絡
- 第2段階—第1段階の指導を踏まえた保護者との面談（場合によっては保護者引き取り）
- 第3段階—第2段階までの指導を踏まえた校内反省個別指導

段階指導の途中で問題行動を起こした場合は、その段階の次の段階の指導を行う。なお3カ月以上問題行動がなく努力が見られた場合には、段階指導を1段階下げる。

(1) 学校の規則等に違反する行為Ⅰ

次の行為があった場合、第1段階以上の指導を行う。

- ① 服装規定違反が繰り返される場合
- ② 授業中の態度に問題がある場合
- ③ 不要物を持ち込んだ場合
- ④ 人としてマナーに反する言動を行った場合
- ⑤ 道路交通法違反および通学違反をした場合
- ⑥ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(2) 学校の規則等に違反する行為Ⅱ

次の行為があった場合、第2段階以上の指導を行う。

- ① 第1段階の指導で改善されない場合
- ② 不要物持ち込みのうち、危険物や授業の妨げになるものを故意に持参・使用した場合（携帯電話を含む）
- ③ 携帯電話やインターネットにより他人を誹謗中傷したり不正な利用をしたりした場合
- ④ 登校後の無断外出・早退
- ⑤ 試験における不正行為（テスト等のカンニング）
- ⑥ 個人間物品売買
- ⑦ 道路交通法違反のうち程度の重いもの
- ⑧ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(3) 学校の規則等に違反する行為Ⅲ

次の行為があった場合、第3段階の指導や諸機関との連携を行う。

- ① 第2段階の指導で改善が見られない場合
- ② 暴力行為（対教師、生徒間、対人、器物破損、物に当たる）
- ③ 飲酒・喫煙及び準備行為（購入、所持）
- ④ いじめに加わっている場合
- ⑤ 指導に従わない場合（指導無視、暴言）
- ⑥ 家出及び深夜徘徊
- ⑦ 金品強要
- ⑧ アルバイト
- ⑨ 暴走族等への加入及び参加
- ⑩ 不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑪ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
- ⑫ その他、法令・法規に違反する行為

(4) 再授業

授業が問題行動の指導で15分以上中断した場合、該当学級に対して放課後に再授業を行う。

(反省指導等) 第11条

特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。期間は、概ね1日から5日間とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

(1) 学校反省指導

第3段階は(2)の指導、およびいずれかを合わせて行う。授業中の態度などに課題がある場合は、第1、第2段階においても(2)－②授業改善ファイルによる個別反省指導を行うことがある。

(2) 方法

- ① 別室による個別反省指導

別室で反省や教科学習を行う。

- ② 授業改善ファイルによる個別反省指導
授業中および家庭での過ごし方を日誌につけ、学校、保護者が連携をもつ。
- ③ 教育相談と反省指導を複合した指導
スクールカウンセラー、心の教育相談員等との教育相談と個別反省指導を並行して行う。保護者参観による授業観察指導改善が見られない生徒には、該当生徒の保護者を含め PTA による授業観察を行う。

(反省指導の実施) 第 1 2 条

反省指導の実施は、原則として学校内反省とする。

- ① 反省指導期間中にある定期テスト等は別室で受験する。
- ② 反省指導期間中にある部活動（公式大会を含む）等へは、原則不参加とする。

(特別な指導を実施するにあたって) 第 1 3 条

特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- ① 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員に伝える。
- ② 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる。また、この機会に学力の補充を行う。
- ③ 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- ④ 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、指導を繰り返す場合は、市教委・警察・児童相談所などの諸機関と連携をとる。
- ⑤ 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。（目安となる日数を第 1 1 条に明記）また、生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知) 第 1 4 条

生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA 総会、懇談会などで、直接説明を行い、ホームページで公開する。学校に来校しない保護者に対しては、必要に応じて家庭訪問を行う。

(規程の施行)

- この規程は、平成 2 3 年 4 月 6 日より施行。
この規程の改正は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。
この規程の改正は、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。
この規程の改正は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。
この規程の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
この規程の改正は、令和 3 年 1 2 月 1 日から適用する。
この規程の改正は、令和 4 年 9 月 1 日から適用する。
この規程の改正は、令和 5 年 3 月 1 日から適用する。
この規程の改正は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。
この規定の改定は、令和 6 年 4 月 8 日から適用する。
この規定の改定は、令和 6 年 9 月 4 日から適用する。
この規定の改定は、令和 7 年 1 月 6 日から適用する。